

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書 (案)

第 4 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書 (案)

(北山・十津川森林計画区)

(第三次変更計画書)

計画期間  $\left[ \begin{array}{l} \text{自 平成 23 年 4 月 1 日} \\ \text{至 平成 28 年 3 月 31 日} \end{array} \right]$

(変更年月 平成 26 年 3 月)

近畿中国森林管理局

## 目 次

### 〔地域管理経営計画〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 .....	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 .....	1
2 国有林野の維持及び保存に関する事項 .....	1
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 .....	1

### 〔国有林野施業実施計画〕

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域 .....	2
(1) 保護林の名称及び区域 .....	2

#### 第4次地域管理経営計画書（北山・十津川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。  
なお、本変更計画は、平成26年4月1日から効力を有します。

##### 【変更理由】

池郷森林生物遺伝資源保存林が新設されたことから関係項目を変更します。

##### 【変更する内容】

#### 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

##### (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	2,117	<u>953</u>

#### 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

##### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

###### ア 保護林

保護林は、動植物の生育・生息状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定します。

本計画区には、鳴川山ウラジロモミ・コメツガ植物群落保護林、池郷森林生物遺伝資源保存林を設定しており、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めます。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、地域の関係者等と利用ルールの確立等について協議し適切に対処します。立ち入り可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか森林生態系に関する知識の普及啓発に努めます。

さらに、それぞれの保護林の状況を踏まえ、国民の意見を反映した保護林のあり方やその保護管理についてNPO等の協力を得ながら幅広く検討し適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携に努めます。

本計画区においては、森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存するため、約703haの池郷森林生物遺伝資源保存林の新設を行いました。

(単位：ha)

種 類	箇所数	面 積
森林生物遺伝資源保存林	<u>1</u>	<u>703</u>
植 物 群 落 保 護 林	1	250
総 数	<u>2</u>	<u>953</u>

第4次国有林野施業実施計画（北山・十津川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成26年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

池郷森林生物遺伝資源保存林が新設されたことから関係項目を変更します。

【変更する内容】

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の2の(3)のア）

(単位：ha)

種 類	名 称	既設 ・ 新設	面 積	位 置 (林小班)	特 徴 等	備 考
森 林 生 物 遺 伝 資 源 保 存 林	池郷森林生物 遺伝資源 保存林	新設	702.92	付属別冊 「池郷森林生物遺伝資源保存林計画」 による		
植物群落保護林	鳴川山 ウラジロモミ ・コメツガ 植物群落 保護林	既設	249.58	鳴川山 70は、71ろ 72ろ～に 73は～ほ 74全 75ち、ぬ 76ぬ、る 77ほ、と	大峰山系におけ る代表的な ウラジロモミ・ コメツガ天然林 の保護	
計			952.50			